

平成30年度 第2回 佐渡市総合教育会議 次第

日時 平成31年2月5日(火) 午後3時30分～

場所 金井コミュニティセンター 2階 大会議室

1 開 会

2 議 題

- (1) 平成30年度の成果と課題の中間報告について
- (2) 部活動のあり方(教職員の働き方改革)について
- (3) その他

3 閉 会

基本目標1 > 学ぶ意欲を高め確かな学力等を育成する教育の推進

施策1 学ぶ意欲を高め確かな学力を育成する教育

全国学力・学習状況調査

校種	科目	目標値	実際値	成果と課題、来年度の目標値等
小学校	国語A	全国平均+0.5以上	全国平均+1.3	目標値を上回ったのは、国語Aのみであった。その他の科目は、全国平均並みであった。 毎月の県Web診断問題では、県平均と同じか上回っている。県Web診断問題の活用や日々の授業改善の取組の積み重ねが、学力の維持につながっている。B問題（活用力の育成）が依然として課題である。来年度の目標値...30年度を継続
	国語B	〃	〃 +0.3	
	算数A	〃	〃 -0.5	
	算数B	〃	〃 -0.5	
中学校	国語A	全国平均以上	全国平均 -0.1	4科目全てで目標値に届かなかった。しかし、昨年度向上した数値を維持できている。 毎月の県Web診断問題では、ほぼ県平均まで上がった。 数学の学力向上とB問題（活用力の育成）が課題である。 来年度の目標値...30年度を継続
	国語B	〃	〃 -1.2	
	数学A	〃	〃 -1.1	
	数学B	〃	〃 -2.9	

31年度達成目標 全国平均以上の教科・科目の割合が **75%**

(H30=25% ← H29=38% ← H28=25%)

標準学力検査NRT

校種	教科	目標値	実際値						成果と課題、来年度の目標値等
			1年	2年	3年	4年	5年	6年	
小学校	国語 社会 算数 理科	偏差値 53以上							3月に結果が出る。
中学校	国語 社会 数学 理科 英語	偏差値 50以上							

31年度達成目標 偏差値50以上の教科の割合が **90%**

(H30=未 ← H29=100% ← H28=84%)

家庭学習習慣の確立（全国学テの質問紙回答状況で評価）

校種	目標値	実際値	成果と課題、来年度の目標値等
小学校	1時間以上 70%	67.2%	小学校では、目標値を下回り、昨年度比においても若干下回った。（昨年度比 -1.3%） 中学校では、目標値を若干下回ったものの、昨年度比で上回った。（昨年度比 +3.3%）各校における学校評価項目への位置付け、全校体制での取組が成果として表れてきている。しかし、県または全国の数値と比較すると下回っており、十分とは言えない。 来年度も、家庭学習習慣確立に向けた研修会（成果を上げている学校の実践例の紹介など）を実施し、効果的な取組について共有を図っていく。 来年度目標値 小学校...70%（継続）中学校...70%（変更）
中学校	〃 65%	64.2%	

施策1にかかわる平成31年度の重点項目

全国学力・学習状況調査 小学校全国平均+0.5以上 中学校全国平均以上
(未実施)NRT...実施後決定

平日1時間以上家庭学習時間をする児童生徒 小学校70%以上、中学校70%以上 小中とも70%

施策2 豊かな心、倫理観、規範意識をはぐくむ道德教育

すべての学級で道德の授業を保護者や地域に公開している割合

校種	目標値	実際値	成果と課題、来年度の目標値等
小学校	100%	100%	小中共に昨年度より向上した。
中学校	100%	61.5%	小学校は目標値を達成した。 中学校は、H31年度「道德科」スタート年度を機会に、全校一斉道德科授業参観日の実施を働き掛けていく。 来年の目標値……小中とも100%

31年度達成目標 すべての学級で道德の授業を公開している割合 **100%**

(H30 = 85.7% ← H29 = 81% ← H28 = 95%)

人権教育・同和教育に関する公開授業や指導案づくりを実施している割合

校種	目標値	実際値	成果と課題、来年度の目標値等
小学校	100%	100%	小中とも取り組み方には差があるが、全ての学校で人権教育、同和教育に関する授業等に取り組んでいる。
中学校	100%	100%	今後は、保護者への授業公開や指導案づくりに、担任だけでなく、全教職員で取り組む必要がある。 来年度の目標値・・・100%

31年度達成目標 人権教育、同和教育に関する公開授業や指導案づくりを実施している割合 **100%**

(H30=100% ← H29 = 67% ← H28 = 76%)

施策2にかかわる平成31年度の重点項目

すべての学級で道德の授業を保護者や地域に公開している割合が **小中とも100%**

人権教育、同和教育に関する公開授業や指導案づくりを実施している割合が **小中とも100%**

<基本目標2> 郷土愛を軸にしたキャリア教育の推進

施策6 佐渡を知り、愛し、誇りとするキャリア教育

佐渡学を実施している割合

校種	目標値	実際値	成果と課題、来年度の目標値等
小学校	100%	100%	「佐渡学」を中核とした郷土学習が各学校で定着してきた。
中学校	100%	100%	今後は、内容の質的向上を目指していく。 来年度の目標値・・・100%

31年度達成目標 佐渡学を実施している割合 **100%**

(H30 = 100% ← H29 = 100% ← H28 = 100%)

課題解決学習を取り入れた職場体験活動を実施している割合

校種	目標値	実際値	成果と課題、来年度の目標値等
中学校	76%	76%	今年度、課題解決型職場体験モデル校（佐和田中、新穂中、両津中、高千中）を中心に、事前学習会と職場体験、及び事後学習会を実施した。具体的な取組は以下のとおりである。 ・ 4月26日 「キャリア教育研修講座」の開催 ・ 5月22日 課題解決型職場体験モデル地区学校研修会 ・ 6月19日 課題解決型職場体験学校事業所合同研修会 ・ 7月10日 職場体験事前授業の実施（新穂中学校） ・ 10月11日 職場体験事後授業の実施（新穂中学校） ・ 職場体験に向けたマナー講座の実施（7月7校、9月4校） ・ 9月を課題解決型職場体験月間とし、ポスターを作成して佐渡市民に周知を図った。 今後は、実施した課題解決型職場体験を検証するとともに、未実施の小中連携校3校の支援を継続し、全中学校で実施できる仕組みを確立する。 来年度の目標値・・・100%

31年度達成目標 課題解決学習を取り入れた職場体験活動を実施している割合 **100%**

(H30=76% ← H29 = 46% ← H28 = 23%)

『キャリア教育のグランドデザイン』に基づきキャリア教育を全学年で実施している割合

校種	目標値	実際値	成果と課題、来年度の目標値等
小学校	100%	100%	「キャリア教育のグランドデザイン」に基づいたキャリア教育を全学年で実施している学校が100%であった。しかし、小学校で使用している『みらいずノート』の取組や中学校の課題解決型職場体験の取組が、小中での共有が不十分であった。今後、情報交換を図っていく必要がある。 来年度の目標値・・・100%
中学校	100%	100%	

31年度達成目標 全学年で『キャリア教育のグランドデザイン』に基づき、キャリア教育を実施している割合 **100%**
(H30 = 100% ← H29 = 94% ← H28 = 73%)

施策6にかかわる平成31年度の重点項目

「佐渡学」を実施している割合が小中とも **100%**

課題解決学習を取り入れた職場体験活動を実施している **中学校が100%**

『キャリア教育のグランドデザイン』に基づきキャリア教育を全学年で実施している学校が **小中とも100%**

施策7 世界に羽ばたく人材を育成する教育

ICTの効果的な活用に関する研修を行っている学校

校種	目標値	実際値	成果と課題、来年度の目標値等
小中	50%	5%	今年度モデル校として、小1中1の2校にICT機器を整備した。そして、2校においては、ICT機器操作活用研修を実施した。来年度以降も市内小中学校に整備を進めると同時に、操作活用研修を実施していく。次年度は、今年度整備の2校を含め19校に整備予定である。 来年度の目標値・・・50%

31年度達成目標 ICTの効果的な活用に関する授業研修を行っている割合(小・中) **50%**
(H30 = 5% ← H29 = 30.5% ← H28 = 24%)

施策7にかかわる平成31年度の重点項目

ICTの効果的な活用に関する授業研修を行っている割合が **小・中で50%以上**

<基本目標3> 安全・安心な学校づくり

施策9 安心な学校をつくるための生徒指導体制

いじめの解消

校種	目標値	実際値	成果と課題、来年度の目標値等
小学校	100%	94%	ズボン下げ事案が多い。未解決事案が2件ある。今後も学校や関係機関と連携し、解決を図っていく。 管理職のリーダーシップを中心に、いじめの早期発見・即時対応を図っていく。 来年度の目標値・・・いじめの解消が小中とも100%
中学校	100%	100%	

31年度達成目標 いじめの解消率 **100%**
(H30=96% ← H29 = 86.3% ← H28 = 95%)

不登校の発生率

校種	目標値	実際値	成果と課題、来年度の目標値等
小学校	0.7%以下	0.7%	新しい不登校が増加していたが減、少した。 (2学期末現在 H26→15人、H27→18人、H28→22人、H29→27人、H30→19人) 一旦不登校になると、再び登校することが困難な傾向にある。今年度、登校ができるようになった人数は64名中9名であった。率にすると14.1%である。 学校と関係機関への接続が不十分なことが多いので、接続がしっかりできるよう支援していく。 来年度の目標値・・・小学校0.5%以下、中学校3.0%以下 小・中→1.5%以下
中学校	2.6%以下	6.0%	

31年度達成目標 不登校の発生率(小・中) **1.5%**
(H30= 2学期現在 = 2.0% ← H29 2学期 = 1.8% ← H28 = 2.1%)

施策 9 にかかわる平成 31 年度の重点項目 いじめの解消が 小中とも 100% 不登校の発生率が、 0.5%以下 3.0%以下 小中学校で 1.5%以下

< 基本目標 4 > 高等教育・研究機関との連携

施策 10 大学や研究機関を活用した教育

大学や研究機関の関連施設や職員を活用した教育活動を実施している割合

校種	目標値	実際値	成果と課題、来年度の目標値等
小学校	80%	68.2%	「先進校視察、外部講師招聘事業」等で、大学関係者を招いた教育活動を実施している学校がある。それらの学校と共同で研修会を開催していくよう働き掛けていく。また、上越教育大学遠隔研修システム活用の拡大や、平成 31 年度に県教育委員会が設置する佐渡総合教育センター内遠隔研修システムの活用を支援していく。 来年度の目標値・・・100%
中学校	80%	46.2%	

31 年度達成目標 大学や研究機関の関連施設や職員を活用した教育活動の実施割合 **100%**
(H30 = 60.0% ← H29 = 61% ← H28 = 62%)

ICT システムを活用した研修会

目標値	実際値	成果と課題、来年度の目標値等
7 回実施	6 回実施	金井小を会場とした上越教育大学遠隔研修システムを活用し、初任者研修 5 回、上越教育大学遠隔セミナー研修会 1 回を実施した。 今後、県教育委員会は佐渡総合教育センター内に遠隔研修システムを設置する方向で考えている。県主催の研修会が佐渡会場で実施可能となる。 来年度の目標値・・・7 回

31 年度達成目標 ICT システムを活用した研修会 **7 回**
(H30 = 6 回 ← H29 = 5 回 ← H28 = 3 回)

施策 10 にかかわる平成 31 年度の重点項目全員 大学や研究機関の関連施設や職員を活用した教育活動を実施している割合が 小中とも 100% ICT システムを活用した研修会を 7 回実施
--

< 基本目標 6 > 家庭教育・地域教育充実のための取組の推進

施策 17 家庭や地域の教育力向上のための取組

P T A で家庭教育啓発活動を実施している割合

校種	目標値	実際値	成果と課題、来年度の目標値等
小中	90%	小中計 85.7% 小学校 86.4% 中学校 84.6%	小中で 4.7 ポイント向上した。H29 年度に未実施の学校 5 校（小 3 校、中 2 校）が実施した。逆に、実施していた学校 4 校（小 3 校、中 1 校）が未実施となった。また、H29 年度と H30 年度の 2 年間とも未実施の学校が 1 校（中 1 校）あった。 実践している学校の取組を未実施の学校に紹介していく。 同一中学校区で連携して実施することを支援していく。 来年度の目標値・・・100%

31 年度達成目標 P T A で家庭教育啓発活動を実施している割合 **100%**
(H30 = 85.7% ← H29 = 81% ← H28 = 78%)

平日のテレビ等の視聴時間が 2 時間以下の割合

校種	目標値	実際値	成果と課題、来年度の目標値等
小学校	50%以上	%	調査中
中学校	50%以上	%	

平日のテレビゲームやスマートフォン等の実施時間が 1 時間以下の割合

校種	目標値	実際値	成果と課題、来年度の目標値等
小学校	50%以上	%	調査中
中学校	40%以上	%	

地域コーディネーターの配置

校種	目標値	実際値	成果と課題、来年度の目標値等
小学校 中学校	50%以上 40%以上	68% 38%	地域コーディネーターを、小学校15校、中学校5校に配置した。社会教育課の担当とともに全小中学校を2回訪問し、支援してきた成果である。今後も継続して支援していく。 来年度の目標値・・・地域コーディネーターを100%配置 コミュニティ・スクール15校実施

施策17にかかわる平成31年度の重点項目

P T Aで家庭教育啓発活動を実施している割合が小中とも100%

地域コーディネーターを100%配置

コミュニティ・スクール15校実施

平成 3 1 年 2 月 5 日

全国学力・学習状況調査佐渡市結果（全国平均比）

佐渡市教育委員会

1 佐渡市小学校 6 年

	平成 2 6 年度	平成 2 7 年度	平成 2 8 年度	平成 2 9 年度	平成 3 0 年度
国語 A	- 0 . 4	+ 1 . 1	+ 1 . 0	+ 1 . 2	+ 1 . 3
国語 B	+ 1 . 3	+ 1 . 1	- 0 . 3	- 0 . 5	+ 0 . 3
算数 A	+ 1 . 1	+ 1 . 5	+ 1 . 9	+ 0 . 4	- 0 . 5
算数 B	- 1 . 6	- 1 . 3	- 0 . 9	- 0 . 9	- 0 . 5

2 佐渡市中中学校 3 年

	平成 2 6 年度	平成 2 7 年度	平成 2 8 年度	平成 2 9 年度	平成 3 0 年度
国語 A	- 2 . 2	+ 0 . 1	- 0 . 5	+ 0 . 6	- 0 . 1
国語 B	- 2 . 7	- 1 . 7	- 3 . 5	- 1 . 2	- 1 . 2
数学 A	- 2 . 7	- 4 . 4	- 6 . 9	- 0 . 6	- 1 . 1
数学 B	- 3 . 2	- 4 . 0	- 7 . 7	- 2 . 1	- 2 . 9

平成30年度事務対象の進捗状況（社会教育課）

（平成30年9月30日現在）

事務事業名		生涯学習事業						
No.	事業を構成する主な細事業				29年度 実績値	30年度(評価年度)		31年度 目標値
	指標	目標(成果)指標		単位		目標値	実績値	
1	市民大学講座				512	500		500
	指標	市民大学講座受講者数		人				
2	子育て、親育ち学級				170	150		150
	指標	子育て、親育ち学級参加者数		人				
No.	細事業名		実施状況及び下半期に向けての課題・対策					
1	市民大学講座		第2回の講座が台風の影響で中止となったが、3回の講座で、延べ140人の参加となった。 急に中止になった場合の受講者への連絡をメール等で迅速に対応するためアドレスの確認が必要と思う。					
2	子育て、親育ち学級		6回の学級で、延べ60人の参加。 上半期は、講習室と託児室が同じ階で、子どもの泣き声で参加者が講習に集中できないので講習室を別の階に変更した。					

事務事業名		スポーツ推進事業					
No.	事業を構成する主な細事業			29年度 実績値	30年度(評価年度)		31年度 目標値
	指標	目標(成果)指標	単位		目標値	実績値	
1	スポーツ教室等開催事業			3,438	1,700		2,000
	指標	参加者数	人				
2	スポーツ指導者講習会事業			59	60		50
	指標	参加者数	人				
No.	細事業名	実施状況及び下半期に向けての課題・対策					
1	スポーツ教室等開催事業	ボート教室、水泳教室等の事業を予定どおり各地区ごとに開催した。参加者も概ね予定通りであり、下半期に向けて特に課題となることはない。					
2	スポーツ指導者講習会事業	例年、2～3月にかけて1回開催しており、今年度は2月下旬に開催予定である。					

事務事業名		ジオパーク推進事業						
No.	事業を構成する主な細事業				29年度 実績値	30年度(評価年度)		31年度 目標値
	指標	目標(成果)指標		単位		目標値	実績値	
1	市民等啓発普及運営事業				1,246	1,500		2,000
	指標	市民講座や地域説明会に参加した人数		人				
2	講演会・シンポジウム				2,790	2,000		2,000
	指標	講演会・シンポジウムに参加した人数		人				
No.	細事業名		実施状況及び下半期に向けての課題・対策					
1	市民等啓発普及運営事業		佐渡ジオパークの普及啓発とガイドの養成につながる市民向け講座として、入門コース2回・27人、中級講座6回・98人/延べ、自然探究講座16回・396人/延べ、親子体験1回・43人、ガイド更新研修2回・4人を実施した。 地域や集落、団体等からの要請を受け、座学や現地案内を延べ32回実施し、713人が参加した。 地域説明会は1回きりではなく、腰をすえて対話を重ねていくなどの連携も図っていく。					
2	講演会・シンポジウム		小中学校からの依頼に基づく出前授業(講義)を、9校(11回)で実施した。 出前授業については、複数回実施した学校もあったが、未実施の学校もまだまだ見受けられ、全島的な取組みとするため、こちらからも積極的に働きかけていく必要がある。					

平成30年度事務対象の進捗状況（社会教育課）

（平成30年9月30日現在）

事務事業名		読書推進事業						
No.	事業を構成する主な細事業				29年度 実績値	30年度(評価年度)		31年度 目標値
	指標	目標(成果)指標		単位		目標値	実績値	
1	移動図書館車運行事業				44	48		48
	指標	移動図書館車の運行回数		人				
2	ブックスタート事業				300	385		365
	指標	ブックスタート参加者		人				
3	図書館相互貸借事業				1,152	1,200		1,360
	指標	市外図書館等からの借受数		人				
No.	細事業名		実施状況及び下半期に向けての課題・対策					
1	移動図書館車 運行事業		月1回図書館から遠い地域や学校、保育園に対し、4方面(海府方面、前浜方面、高千方面、南佐渡方面)へ移動図書館を運行し、本の貸出等を行っている。 県道の一周線の崩壊等による交通規制により、運行日程の変更などで利用者へご不便をかけてしまった。 今後は、運行経路の状況を事前に把握するよう、心がけたい。					
2	ブックスタート 事業		4か月健診時に絵本をプレゼントすることで、親子の愛着形成や、本に親しむ具体的なきっかけを提供している。					
3	図書館相互貸 借事業		県内外の図書館等と連携し、利用者の求めに応じ、迅速に資料を提供を行っている。 新潟県立図書館による相互貸借事業の郵送方法が変更され、佐渡市内での窓口が一本化されたことから、従来よりも中央図書館での業務が増大している。 今後、職員体制を検討するとともに、市民ニーズに応える資料収集に努めたい。					

事務事業名		博物館・資料館管理運営事業						
No.	事業を構成する主な細事業				29年度 実績値	30年度(評価年度)		31年度 目標値
	指標	目標(成果)指標		単位		目標値	実績値	
1	佐渡博物館特別展事業				4,541	6,000		7,000
	指標	特別展開催期間入館者数		人				
No.	細事業名		実施状況及び下半期に向けての課題・対策					
1	佐渡博物館特別展事業		今年度の特別展「縄文の造形美」は新潟県埋蔵文化財センターとの共同開催で、期間は10月6日から12月16日のため9月30日現在、まだ開催されていない状況。 縄文土器の展示ということで子ども向けではないが、体験教室や展示解説を通して、佐渡及び新潟県内の貴重な出土品について身近に感じてもらい、より多くの方に来館していただけるよう、特別展開催に向け情報発信を行う。					

事務事業名		社会教育事業					
No.	事業を構成する主な細事業			29年度 実績値	30年度(評価年度)		31年度 目標値
	指標	目標(成果)指標	単位		目標値	実績値	
1	子どもを育てる地域の連携促進事業(新潟県学校・家庭・地域の連携事業)			13	27		35
	指標	取組校数	校				
No.	細事業名	実施状況及び下半期に向けての課題・対策					
1	子どもを育てる地域の連携促進事業(新潟県学校・家庭・地域の連携事業)	平成29年度までに13校が実施しており、今年度新たに14校が実施。11月から学校教育課の教育指導主事と連携し、事業の進捗状況及び来年度実施のための説明を行う。 課題・対策として、地域コーディネーターの配置が必要だが、地域人材の選定に苦慮している学校や活動内容を理解してもらうため、毎年、地域連携コーディネーター養成スクールが新潟市で年3回開催されており参加募集をする。また下越教育事務所から講師として派遣依頼し研修会を実施している。					

「佐渡市部活動の在り方に係る方針」

平成 30 年 10 月
佐渡市教育委員会

「佐渡市部活動の在り方に係る方針」策定の趣旨

（部活動の意義）

部活動は、生徒が自主的、自発的に参加し、スポーツや文化及び科学等に親しむことにより、学校教育が目指す学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等に資するものであり、学校教育の一環として実施されてきました。

（部活動の課題）

しかし、国の調査や県が実施した「平成 29 年度新潟県運動部活動実態調査」から、指導する教員の指導日数や時間、担当部活動の競技未経験による技術指導の問題、生徒の成長に合わせた活動時間などの課題が明らかになりました。

（新潟県部活動の在り方に係る方針の策定）

県教育委員会では、平成 29 年 3 月に「運動部活動在り方検討委員会」を設置し、議論を行ってきました。その結果を踏まえ、中学校、高等学校において部活動の適切な運営が図られるよう、平成 30 年 5 月に「新潟県部活動の在り方に係る方針」を策定しました。

（佐渡市部活動の在り方に係る方針の策定）

これらの部活動を取り巻く様々な課題に対し、佐渡市教育委員会では、平成 29 年に佐渡市中学校長会との話し合いを 2 回開催しました。

上記の国・県の方針、佐渡市中学校長会作成「佐渡市中学校校長会部活動運営ガイドライン（案）」等を踏まえ、佐渡市教育委員会では、中学校において適切な運営が図られるよう「佐渡市部活動の在り方に係る方針」を策定しました。

（今後の方向性）

本方針が、佐渡市内の学校で積極的に活用され、部活動の内容や指導の在り方について必要な検討や見直し、創意工夫による改善が進み、それぞれの特色を生かした適切で効果的な指導が行われることにより、部活動が一層充実していくことを期待します。

そして、生徒のバランスの取れた健全な成長及び教職員のワーク・ライフ・バランスの実現が図られ、「生徒にとっても教職員にとっても魅力のある部活動」となっていくことを期待しています。

なお、「文化部活動」についても「生徒のバランスの取れた健全な成長の確保」、「教員のワーク・ライフ・バランスの実現」等の観点から、適切な休養日の設定や活動時間の設定等、本方針に示す基準に準じた取り扱いを行うこととします。

目 次

1	部活動の位置付け・・・・・・・・・・・・・・・・	P 1
2	これからの部活動の在り方・・・・・・・・・・	P 2
(1)	基本方針	
(2)	基本方針の実現に向けた取組 部活動の方針の策定及び活動計画・実績の作成 適切な休養日や活動時間の設定	
3	適切な運営のための体制・環境整備・・・・・・・・	P 6
(1)	指導・運営に係る体制の構築	
(2)	学校規模や生徒のニーズを踏まえた部の設置 学校規模に応じた部の設置 生徒のニーズを踏まえた部の設置	
(3)	参加する大会等の見直し 各連盟や協会、実行委員会主催の大会や練習会等 年間活動計画等の作成 生徒や保護者、指導者の負担軽減	
(4)	指導者（部活動指導員含む）の配置 複数顧問制による運営 外部指導者等の活用	
(5)	部活動の適正な運営に係る研修 複数顧問制による運営 外部指導者等の活用	
(6)	地域との連携	
4	合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組・・・	P 10
(1)	適切な部活動指導 適切な指導の実施 体罰の禁止 事故防止対策等	
(2)	効果的な指導 部活動顧問の指導力向上と生徒の主体性・自立の育成 スポーツ医・科学的な見地、科学的トレーニングの導入 部活動用指導手引の活用	
5	おわりに・・・・・・・・・・・・・・・・	P 13

別紙 1 「学校の運動部活動に係る活動方針」

別紙 2 「部活動年間活動計画（休養日設定確認表）」

別紙 3 「佐渡市立中学校部活動指導員設置規則」

1 部活動の位置付け

学校の部活動は、生徒の自主的、自発的な参加により行われるものであり、スポーツや文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程と関連して行われるものである。

○ 中学校学習指導要領（平成 29 年 3 月）（抜粋）

第 1 章総則 第 5 学校運営上の留意事項

教育課程外の学校教育活動と教育課程の関連が図られるように留意するものとする。
特に、生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること。その際、学校や地域の実態に応じ、地域の人々の協力、社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行い、持続可能な運営体制が整えられるようにするものとする。

第 2 章各教科 第 7 節 保健体育 第 3 指導計画の作成と内容の取扱い

第 1 章総則の第 1 の 2 の（3）に示す学校における体育・健康に関する指導の趣旨を生かし、特別活動、運動部の活動などとの関連を図り、日常生活における体育・健康に関する活動が適切かつ継続的に実践できるよう留意すること。

○ 高等学校学習指導要領（平成 30 年 3 月）（抜粋）

第 1 章総則 第 6 款 学校運営上の留意事項

教育課程外の学校教育活動と教育課程の関連が図られるように留意するものとする。
特に、生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること。その際、学校や地域の実態に応じ、地域の人々の協力、社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行い、持続可能な運営体制が整えられるようにするものとする。

第 2 章各学科に共通する各教科 第 6 節 保健体育 第 3 款各科目にわたる指導計画の作成と内容の取扱い

第 1 章総則第 1 款の 2 の（3）に示す学校における体育・健康に関する指導の趣旨を生かし、特別活動、運動部の活動などとの関連を図り、日常生活における体育・健康に関する活動が適切かつ継続的に実践できるよう留意すること。

2 これからの部活動の在り方

これからの部活動は、生徒にとっても教員にとっても魅力あるものでなければならぬ。この基本方針をもとに、3つの視点から取組を進めていく。

(1) 基本方針

生徒にとっても教員にとっても魅力ある部活動の実現

<生徒> 「バランスのとれた健全な成長の確保」

「自主的、自発的な参加による部活動」

- 健全な成長の促進
 - ・ 技能や記録、仲間との人間関係づくりなどの目標や課題を生徒が自ら設定し、その達成、解決に向けて取り組む力の育成
 - ・ 心身のバランスのとれた健全な成長を目指す、部活動の運営、指導の推進
- 希望制による自主的な参加の促進
 - ・ 個々の生徒が興味・関心や適性等に基づき、学校生活を通して継続的に取り組もうとする部活動を自らの意志で決定
- 希望した部活動ができる体制
 - ・ 適度な活動量や運動強度を望む生徒への対応
 - ・ 少子化に伴う部員の減少対策
 - ・ 地域等との連携による多様な部活動ができる環境づくりの推進
- 適切な指導による技能の向上
 - ・ 外部指導者の導入

<教員> 「ワーク・ライフ・バランスの実現」

- 休養日等を明確にした指導計画の作成
 - ・ 休養日を明確にした年間や月間の練習計画の作成による長時間勤務の改善
- 複数顧問制でのワークシェアリングによる負担の軽減
 - ・ 部活動顧問で部活動指導を分担することによる、部活動指導の負担の軽減と校務分掌業務や教材研究等の時間の確保
- 部活動指導員等の活用による土日・祝日の負担の削減
 - ・ 部活動指導員が指導することによる教員の負担軽減と余暇時間や家族との時間の確保

【部活動指導員とは】

- 1 部活動指導員は、学校教育法施行規則第 78 条の 2 に基づき、「中学校におけるスポーツ、文化、科学等に関する教育活動（学校の教育課程として行われるものを除く。）に係る技術的な指導に従事する」学校の職員（義務教育学校後期課程、高等学校、中等教育学校並びに特別支援学校の中学部及び高等部については当該規定を準用）。学校の教育計画に基づき、校長の監督を受け、部活動の実技指導、大会・練習試合等の引率等を行う。校長は、部活動指導員に部活動の顧問を命じることができる。
- 2 「学校教育法施行規則の一部を改正する省令の施行について（平成 29 年 3 月 14 日付け 28 ス庁第 704 号）」において、部活動指導員を制度化した概要、留意事項として部活動指導員の職務、規則等の整備、任用、研修、生徒の事故への対応、適切な練習時間や休養日の設定、生徒、保護者及び地域に対する理解の促進等について示されている。

(2) 基本方針の実現に向けた取組

部活動の方針の策定及び活動計画・実績の作成

- 校長は、佐渡市教育委員会の方針に則り、毎年度、「学校の部活動に係る活動方針」(別紙 1 参照)を策定・公表するとともに、その運用を徹底する。
- 部活動顧問は、年間活動計画並びに毎月の活動計画及び活動実績(別紙 2 参照)を作成し、校長に提出する。

「学校の部活動に係る活動方針」 記載事項

- ☐ 目標
- ☐ 設置部活
- ☐ 活動日及び活動時間
- ☐ 大会参加等
- ☐ 部活動の運営
- ☐ 年間計画

- 校長は、実績報告書(別紙 2 参照)を教育委員会へ提出をする。
- 校長は、上記の「部活動に係る活動方針」及び活動計画等を学校のホームページへの掲載等により公表する。

適切な休養日や活動時間の設定

屋外競技の活動場所が季節によって限られる佐渡市の地域性や、目標の大会に向けて、活動量を増やす時期が必要となることが考えられる学校の実態を考慮し、次のとおりとする。以下の内容は、特設の部活動や複数の部活動に所属した場合も同じである。

【休養日、活動時間の設定基準】

休養日の設定

- 週当たり 2 日以上 of 休養日(平日 1 日以上、週休日等 1 日以上)を設けることを原則とし、年間で 100 日以上 of 休養日を設け、少なくとも週休日等に 50 日以上を充てる。
- 休養日の曜日は各学校で決定する。ただし、月に 1 度、市内中学校共通休養日を設ける。(原則として第 3 日曜日の「家庭の日」)
- 長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じる。
- 長期休業中は、ある程度長期の休養期間を設ける。

活動時間の設定

- 1日の活動時間は、長くても平日2時間程度、学校の休業日は3時間程度とする。
 - 運動を週16時間以上すると、けがのリスクが高まる。
(「スポーツ医・科学の観点からのジュニア期におけるスポーツ活動について」(平成29年12月18日公益財団法人日本体育協会))
- 朝練習は、原則として行わない。
- できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。
- 安全管理の観点から、原則として指導者が活動に付く。
- 大会や練習試合等においては、活動時間が定められた時間(平日2時間程度、学校の休業日は3時間程度)以上になることがあるが、その後に休養日を設けるなど、学校生活等に支障が出ないように配慮する。
ただし、延長練習は、上位につながる大会やコンクールの2週間前から30分程度の活動を上限とする。
- 連続する土曜日・日曜日に1日以上休養日を設けることができない場合があることも考えられる。その場合は、土曜日・日曜日に年間で50日以上休養日を設けることとする。
- 佐渡市教育委員会は、上記に関し、適宜、支援及び指導・是正を行う。

【参考】「部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」(平成30年3月スポーツ庁)
スポーツ医・科学の観点からのジュニア期におけるスポーツ活動時間に関する研究を踏まえた基準

- ・ 学期中は、週当たり2日以上休養日を設ける。(平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日(以下「週末」という。))は少なくとも1日以上を休養日とする。
- ・ 1日の活動時間は、長くとも平日では2時間程度、学校の休業日(学期中の週末を含む)は3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。
- ・ 長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行う。また、生徒が十分な休養をとることができるとともに、部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間(オフシーズン)を設ける。
- ・ 休養日及び活動時間等の設定は、地域や学校の実態を踏まえた工夫として、週間、月間、年間単位での活動頻度・時間の目安を定めることも考えられる。

3 適切な運営のための体制・環境整備

(1) 指導・運営に係る体制の構築

- 校長は、生徒や教師の数、部活動指導員の配置状況を踏まえ、指導内容の充実、生徒の安全確保、教師の長時間勤務解消等の観点から円滑に部活動を実施できるよう、適正な数の部を設置する。

- 校長は、部活動指導員を佐渡市教育委員会に推薦をする。佐渡市教育委員会は、各学校の生徒や教師の数、部活動指導員の配置状況や校務分担の実態等を踏まえ、部活動指導員を積極的に任用していく。

なお、部活動指導員の任用に当たっては、学校教育について理解し、適切な指導を行うために、部活動の位置付け、教育的意義、生徒の発達の段階に応じた科学的な指導、安全の確保や事故発生後の対応を適切に行うこと、生徒の人格を傷つける言動や、体罰は、いかなる場合も許されないこと、服務（校長の監督を受けることや生徒、保護者等の信頼を損ねるような行為の禁止等）を遵守すること等に関し、任用前及び任用後の定期において研修を行う。

- 校長は、部顧問の決定に当たっては、校務全体の効率的・効果的な実施に鑑み、教師の他の校務分掌や、部活動指導員の配置状況を勘案した上で行うなど、適切な校務分掌となるよう留意するとともに、学校全体としての適切な指導、運営及び管理に係る体制の構築を図る。
- 校長は、毎月の活動計画及び活動実績の確認等により、各部の活動内容を把握し、生徒が安全にスポーツ活動を行い、教師の負担が過度とならないよう、適宜、指導・是正を行う。
- 佐渡市教育委員会及び校長は、教師の部活動への関与について「学校における働き方改革に関する緊急対策(平成29年12月26日文科科学大臣決定)」及び「学校における働き方改革に関する緊急対策の策定並びに学校における業務改善及び勤務時間管理等に係る取組の徹底について(平成30年2月9日付け29文科初第1437号)」を踏まえ、法令に則り、業務改善及び勤務時間管理等を行う。
- 校長は、部活動顧問が救急機関等への連絡体制、救急救命法やAED(自動体外式除細動器)の適切な使用方法について十分理解し、緊急時に適切に対応できるよう、学校全体としての安全管理体制を整備する。
- 部活動顧問は、施設設備、用具等の定期的な安全確認を行う。
- 部活動顧問は、保健調査票や健康診断の結果、保護者からの情報提供等により、生徒の健康状態を事前に把握するとともに、生徒の活動状況を常に確認し、けがや事故防止のための安全管理に努める。

- 保護者の理解と協力は、部活動の運営上欠かすことができない大切なことである。そのためには、部活動が部員一人一人を大切にし、自主的・自発的な参加による活動の中で、人間的な成長や充実した学校生活など、望ましい姿が見られることが前提となる。

具体的には、次の事項について配慮する必要がある。

- ・ 部活動の意義や学校としての考え、顧問としての指導に関する基本方針を明確にする。
- ・ 練習計画・練習内容・活動時間・休養日を明確にし、保護者に示す。
- ・ 部活動中に怪我等が発生したら、速やかに保護者に連絡し、状況説明を行う。

(2) 学校規模や生徒のニーズを踏まえた部の設置

学校規模に応じた部の設置

- 学校に設置する部数
 - ・ 校長は、佐渡市教育委員会の方針に則り、各部において複数顧問制による運営が可能となる部数を設置するよう努める。
- 設置する種目の選定
 - ・ 校長は、佐渡市教育委員会の方針に則り、生徒のニーズや意見を把握するとともに、保護者の意見や地域の実態、総合型地域スポーツクラブやスポーツ少年団等地域のスポーツ団体等との協働・融合を考慮し、設置する種目を選定する。

生徒のニーズを踏まえた部の設置

校長は、生徒の1週間の総運動時間が男女ともに二極化の状況にあり、また、生徒の運動・スポーツに関するニーズは、競技力の向上以外にも、友達と楽しめる、適度な頻度で行える等多様である中、現在の部活動が、障害のある生徒等も含めて生徒の潜在的なスポーツニーズに必ずしも応えられていないことを踏まえ、生徒の多様なニーズに応じた活動を行うことができる部を設置するよう努める。

具体的な例としては、より多くの生徒の運動機会の創出が図られるよう、季節ごとに異なるスポーツを行う活動、競技志向でなくレクリエーション志向で行う活動、体力づくりを目的とした活動等、生徒が楽しく体を動かす習慣の形成に向けた動機付けとなるものが考えられる。

少子化に伴い、単一の学校では特定の競技の部を設けることができない場合には、生徒のスポーツ活動の機会が損なわれることがないよう、複数校の生徒が拠点校の部活動に参加する等、合同部活動等の取組も考えられる。

(3) 参加する大会等の見直し・精選

日頃の練習の成果や目標を達成するため、各種大会に参加することは有意義なことであるが、その参加の在り方について、各学校で検討することが必要である。

各連盟や協会、実行委員会主催の大会や練習会等

各連盟や協会、実行委員会主催の大会や練習会等の参加について、各学校の実態を考慮し、各学校で見直し・精選を検討していく。

年間活動計画等の作成

- ・ 学校教育（行事）を最優先し参加する大会を精選し、年間の活動計画を作成する。
- ・ 島外遠征等についても、計画的に取り組む。
島外遠征については、1部活動につき、年間3回を上限に、各校の部活動運営計画に明記する。ただし、佐渡地区予選を勝ち上がっての大会等の参加は、除外とする。

生徒や保護者、指導者の負担軽減

大会や対外試合が生徒の疲労につながらないように、十分配慮するとともに、保護者の出費等、負担はできるだけ少なくするように配慮する。

(4) 指導者（部活動指導員含む）の配置

複数顧問制による運営

- 事故等の未然防止と不測の事態への対応
 - ・ 佐渡市教育委員会は、生徒や教員の数、校務分担の状況といった学校の実態等に応じて、指導内容の充実、生徒の安全・安心の確保、教員の長時間勤務の解消等の観点から円滑に部活動を実施できるよう、部活動指導員を任用し、学校に配置するよう努める。
 - ・ 校長は、各部には、生徒のけがや事故を未然に防止し、安全な部活動を実現するとともに、不測の事態が発生した場合に適切な対応ができるよう、複数の顧問を置く。その際、教員の数、校務分担の状況といった学校の実態に応じて、部活動指導員を活用する。

外部指導者等の活用

部活動は学校教育の一環として、学校、顧問の教員により進められる教育活動であることから、外部指導者等の協力を得る場合には、学校全体の目標や方針、各部の活動の目標や方針、計画、具体的な指導の内容や方法、生徒の状況、事故が発生した場合の対応等について、学校、顧問の教員と外部指導者等との間で十分な調整を行い、外部指導者等の理解を得るとともに、相互に情報を共有することが必要である。

外部指導者等

- ・ 部活動指導員（単独での指導、引率等が可能）の活用
別紙3「佐渡市立中学校部活動指導員設置規則」
- ・ 外部指導者（顧問に協力し、主に技術指導を行う）の活用

顧問と外部指導者等が確認すべき事項

- ・ 活動目標、活動計画、活動内容
- ・ 顧問と外部指導者の役割分担
- ・ 緊急連絡体制、事故発生時の対応等
- ・ 体罰等の禁止
- ・ 生徒間トラブル等の生徒からの相談に関する情報共有
- ・ **個人の情報など知り得た秘密を守ること**

学校とのトラブルになりやすい外部指導者等の行為の例

- ・ 独自判断による練習日・場所・時間・練習内容等の変更
- ・ 独自判断による大会への参加や練習試合・練習会の計画
- ・ 定められた部活動の時間以外における生徒への指導
- ・ その他、学校の方針に反する指導等

(5) 部活動の適正な運営に係る研修

佐渡市教育委員会は、部顧問を対象とするスポーツ指導に係る知識及び実技の質の向上並びに学校の管理職を対象とする部活動の適切な運営に係る実効性の確保を図るための研修等の取組を行う。

(6) 地域との連携

- 学校は、部活動を持続可能なものとするため、学校や地域の実態に応じて、複数校の生徒が拠点校の部活動に参加する等の合同部活動の取組や、総合型地域スポーツクラブやスポーツ少年団等地域のスポーツ団体との協働・融合した形での地域におけるスポーツ環境の整備を進める。
協働・融合については、学校や地域の実態に応じて検討する。
- 佐渡市教育委員会及び校長は、生徒のスポーツ環境の充実の観点から、学校や地域の実態に応じて、地域のスポーツ団体との連携、保護者の理解と協力、民間事業者の活用等による、学校と地域が共に生徒を育てるという視点に立った、学校と地域が協働・融合した形での地域におけるスポーツ環境整備を進める。
- 佐渡市教育委員会及び校長は、学校と地域・保護者が共に生徒の健全な成長のための教育、スポーツ環境の充実を支援するパートナーという考え方の下で、こうした取組を推進することについて、保護者の理解と協力を促す。

4 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組

(1) 適切な部活動指導

適切な指導の実施

- 学校教育の一環として行われる部活動は、スポーツに興味と関心をもつ同好の生徒が、より高い水準の技能や記録に挑戦する中で、生徒に下記のような様々な意義や効果をもたらし、各学校の教育課程での取組とあいまって、学校教育が目指す生きる力の育成、豊かな学校生活を実現させる役割を果たすことが望まれる。
 - ・ スポーツの楽しさや喜びを味わい、生涯にわたって豊かなスポーツライフを継続する資質や能力を育てる。
 - ・ 体力の向上や健康の増進につながる。
 - ・ 自主性、協調性、責任感、連帯感などを育成する。
 - ・ 自己の力の確認、努力による達成感、充実感をもたらす。
 - ・ 互いに競い、励まし、協力する中で友情を深めるとともに、学級や学年を離れて仲間や指導者と密接に触れ合うことにより学級内とは異なる人間関係の形成につながる。
- 継続的にスポーツを行う上で、生徒が勝利を目指すこと、今以上の技能の水準や記録に挑戦することは自然なことであり、それを学校が支援すること自体が問題とされるものではないが、大会で勝つことのみを重視し過重な練習を強いることなどがないようにし、生徒の健全な心と身体を培い、豊かな人間性を育むためのバランスのとれた運営と指導を行う。
- 生徒が取り組みたいスポーツの種目、身に付けたい技能や記録の向上の程度は様々である。より高い水準の技能や記録に挑むことを重視する生徒、自分なりのペースでスポーツに親しみたい生徒、一つの種目よりも様々な種目に挑戦したい生徒がいる。

学校は、生徒の運動・スポーツに関するニーズが、競技力の向上以外にも、友達と楽しめる、適度な頻度で行える等多様であることを踏まえ、例えば、季節ごとに異なる競技種目を行う活動、競技志向でなくレクリエーションとして行う活動、体力づくりを目的とした活動等、生徒のニーズを踏まえた部を設置すること等により、より多くの生徒の運動機会の創出を図る。

体罰等の禁止

- 部活動顧問等の指導者は、いかなる理由があっても、部活動での指導で体罰等を正当化することは誤りであり、決して許されないものであるとの認識をもち、体罰等のない指導に徹する。
- 校長、指導者その他の学校関係者は、部活動での指導で体罰等を厳しい指導として正当化することは誤りであり、決して許されないものであるとの認識をもち、それらを行わないようにするための取組を行うことが必要である。

- 部活動顧問等の指導者は、生徒の人格を否定する発言や指導者としての信用を失墜させる行為（セクハラ、パワハラ、モラハラ等）は、生徒や保護者の信頼を裏切る行為であり決して許されないものであるとの自覚をもち指導にあたる。
- 部活動顧問等の指導者は、個人情報の取扱いについては、漏洩等がないよう学校の規則に則り適切に管理する。

事故防止対策等

部活動顧問は、部活動の指導において、以下の点を特に留意し、生徒の安全・安心の確保を徹底する。

- 部活動の事故・怪我への対応
 - ・ 近年も部活動で頭頸部の事故、熱中症等が発生しており、怪我や事故を未然に防止し、安全な活動を実現するための学校全体としての万全の体制づくりが必要である。
 - ・ 頭頸部の事故、熱中症の症状が発生した場合は、人命を第一に考え、迷わず救急車を要請する。
 - ・ 生徒が意識不明に陥り、心肺停止が心配される場合は、迷わず AED を使用する。そのため、学校においては、養護教諭に限らず、全教員が躊躇なく AED の操作ができるように AED 講習会を年間予定に組み入れる。
- 健康管理
 - ・ 生徒の健康面での安全を確保しながら活動をするため、次の事項について校内で情報を共有し、適切な指導が行われるよう留意すること。
 - ア 健康観察による体調確認
 - イ 持病や障害等（循環系、アレルギー等）
 - ウ 健康診断結果や保健室利用状況等
 各学校（部活動）においては、年間を通して一律に同じ練習時間を設定するのではなく、猛暑日の多い夏期または寒冷で日暮れの早い冬期など、その季節の実情に合わせ、練習時間や内容を変更するなど健康管理に十分気を配ること。
- 事故防止対策

活動中の事故を防止するため、次の事項等に留意すること

 - ア 急激な気候変動（突風・竜巻・落雷・雷など）
 - イ グラウンドの凹凸、地面の凍結、体育館の床の留め具の破損など、施設の瑕疵の有無の確認
 - ウ バスケットのゴールなどの器具の設置の安全確認
 - エ バット、ラケット等の用具の破損等の有無の確認
 - オ 技術レベルや体格差による危険性を考慮した安全確認

(2) 効果的な指導

部活動顧問の指導力向上と生徒の主体性・自立の育成

- 部活動顧問は、部活動が総合的な人間形成の場となるよう、当該スポーツ種目の技術的な指導、ルール、審判に係る内容とともに、生徒の発達の段階や成長による変化、心理、生理、栄養、休養、部のマネジメント、コミュニケーション等に関する幅広い知識や技能を継続的に習得し、多様な面での指導力を身に付けていくとともに、それらを向上させる。
- 部活動顧問は、一方的な方針により活動するのではなく、生徒との意見交換等を通じて生徒の多様な部活動へのニーズや意見を把握し、生徒の主体性を尊重しつつ、各活動の目標、指導の方針を検討、設定する必要がある。生徒が生涯にわたってスポーツに親しむ基礎を育むこと、発達の段階に応じた心身の成長を促すことに十分留意した目標や方針を設定する。
- 部活動顧問は、生徒が、技能や記録等に関する自分の目標や課題、部活動内での自分の役割や仲間との関係づくり等について自ら設定、理解して、その達成、解決に向けて必要な内容や方法を考えたり、調べたりして、実践につなげるような主体的に取り組む力を育成する。
- 部活動顧問は、生徒同士で、部活動の方向性や各自の取組姿勢、試合での作戦や練習にかかる事柄等について、筋道を立てて話し合う活動などにより目標達成や課題解決に向けて必要な取組を考え、実践につなげるような生徒が自立して取り組む力を発達の段階に応じて育成する。

スポーツ医・科学的な見地、科学的トレーニングの導入

部活動顧問は、技能や記録の向上といった生徒の目標が達成できるよう、各競技種目の特性を踏まえた科学的トレーニング方法を積極的に導入し、生徒の発達の段階に応じた適切な休養を取りながら、短時間で効果が得られる活動を実施する。

部活動用指導手引の活用

部活動顧問は、スポーツ競技の国内統括団体が作成する、部活動における合理的でかつ効率的・効果的な活動のための指導手引を活用し、各競技種目の特性を踏まえた合理的でかつ効率的・効果的な活動を実施し、技能や記録の向上等を図る。

指導手引の内容例

- ・ 競技レベルに応じた 1 日 2 時間程度の練習メニュー例
- ・ 週間、月間、年間での活動スケジュール例
- ・ 効果的な練習方法、指導上の留意点、安全面の注意事項等

5 おわりに

- 引き続き、国や県の動向を注視しながら、佐渡市の学校体育団体や競技団体等と連携し、取組状況の確認や課題の整理等を行う。
- 部活動指導者研修会を実施し、部活動の適正化に向けた情報提供を行う。
- 文部科学省では、「学校における働き方改革に関する緊急対策」において、文化部活動に関しても部活動と同様にその在り方等について検討し、ガイドラインを作成する等必要な取組を行うとしていることから、佐渡市でも、国や県の動向等を踏まえ、文化部活動の取扱を検討する。
- 本方針は、国や県の方針に基づき、生徒の視点に立った、学校の部活動改革に向けた具体の取組について示すものである。しかし、今後、佐渡市の少子化がさらに進むことを踏まえれば、ジュニア期におけるスポーツ環境の整備については、長期的には、従来の学校単位での活動から一定規模の地域単位での活動も視野に入れた体制の構築が求められる。
- このため、佐渡市は、本方針を踏まえた部活動改革の取組を進めるとともに、地域の実情に応じて、長期的に、地域全体で、これまでの学校単位の部活動に代わりうる生徒のスポーツ活動の機会の確保・充実方策を検討する必要がある。
- おわりに、本方針の作成にあたり、佐渡市中学校長会の皆様をはじめ、御協力をいただきました関係各位に対しまして、深く感謝の意を表します。

【引用・参考文献等】

- 中学校学習指導要領(平成 29 年 3 月 文部科学省)
- 高等学校学習指導要領 (平成 30 年 3 月 文部科学省)
- 29 文科初第 1437 号平成 30 年 2 月 9 日「学校における働き方改革に関する緊急対策の策定並びに学校における業務改善及び勤務時間管理等に係る取組の徹底について (通知)」
- 「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」(平成 30 年 3 月スポーツ庁)
- 「新潟県部活動の在り方に係る方針」(平成 30 年 5 月 新潟県教育委員会)
- 「新潟市立中学校部活動指導のガイドライン【30 年度版】」(平成 30 年 3 月 新潟市)

〇〇〇〇学校 部活動に係る活動方針

1. 目標

- (1) 部活動は学校教育の一環として実施する。
- (2) 余暇の善用を図り、心身を鍛え充実した生活を築こうとする自主的な態度を育てる。
- (3) 技術・競技力を向上させるだけでなく、個性の伸長と生涯教育の一環として楽しみながら活動する面の両立を図る。

2. 本年度の部活動

(1) 本年度設置する部活動について

陸上競技(男女)・バスケットボール(男女)・バレーボール(女)・ダンス(女)・
吹奏楽・・・など

(2) 活動時間及び日数について

活動時間 学期中 平日 2 時間 週休日等 3 時間程度

(練習試合や大会等を除く)

長期休業中 平日・週休日等 3 時間程度

(練習試合や大会等を除く)

休養日 平日 1 日以上、週休日等 1 日以上の週 2 日とする。

別紙「年間活動計画」による。

その他

- ・ 定期考査 1 週間前(土日含む)は部活動を行わない。大会等がある場合は校長に相談する。
- ・ 年末年始等の学校閉庁日は部活動を行わない。大会等がある場合は校長に相談する。
- ・ 平日の休養日の変更はその週の中で補い、週休日の休養日の変更はその月を含め、3 か月以内に補う。

(3) 大会参加について

部活動として参加する大会は、以下の点に該当するものとする。

県中体連(高体連・高野連・高文連)主催、共催、後援の大会とする。

その他の大会については、校長が許可した場合のみ参加を認める(ただし、生徒の健康面・学習面には十分配慮する)。

3. 部活動運営について

(1) 体罰等の禁止について

部活動顧問等の指導者は、いかなる理由があっても、部活動での指導で体罰等を正当化することは誤りであり、決して許されないものであるとの認識をもち、体罰等のない指導に徹する。

(2) 保護者の理解と協力について

保護者の理解と協力は、部活動の運営上欠かすことができない大切なことであることから、顧問としての指導に関する基本方針・練習計画・練習内容・活動時間・休養日を明確にし、保護者に示す。

部活動活動計画および実績報告(休養日設定確認表)記載例

【作成・公表の手順】

○年間活動計画の作成・公表

- ・年間の休養日を設定し、「計画休養」欄に「○」を入力 →
- ・学校行事、定期考査日程、大会日程等を「備考」欄を入力 →
- ・年間の休養日と行事予定が入った活動計画をホームページ等で公表する。

○月間活動計画・実績報告の作成・公表

毎月末に翌月の休養日、行事予定を確認、かつ当月の実績報告を入力し、年間計画を更新する。

- ・翌月の休養日、行事予定の確認(年間計画からの変更は、「計画休養」欄を修正) →
- ・当月の休養日の報告、「実績報告休養」欄に「○」を入力 →
- ・当月の活動時間の報告、「実績報告時間」欄に活動時間を入力 →

「年間計画休養日」「年間報告休養日」「月間計画休養日」「年間報告休養日」欄

→ 自動で数字が入ります。(入力不要)

年間活動計画において
休養日とするところに「○」
を入力。

学校行事や大会
日程等を入力。

年間計画の18日(水)休養日を、
19日(木)に変更する。
月間計画作成時に18日(水)の
「○」を削除し、19日(木)に「○」
を入力。

実際に休養日
としたところに
「○」を入力。

実際の活動
時間を入力。

年間		年間計画休養日														年間報告休養日														活動時間		時間
		平日							土日祝日							平日							土日祝日									
		50 日							50 日							50 日							50 日									
4月		月間計画休養日							月間報告休養日							月間報告休養日							活動時間		63 時間							
日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30		
曜日	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月		
計画	休養	○			○			○			○				○				○				○							○		
実績	休養	○			○			○			○				○				○				○							○		
報告	時間	0	2	2	0	2	2	3	0	2	2	0	2	2	3	0	2	2	2	0	2	6	3	0	2	2	2	6	6	0		
備考						始業式															練習試合						地区大会	地区大会	地区大会	振替休日		

5月		月間計画休養日														月間報告休養日														活動時間		53 時間
		平日							土日祝日							平日							土日祝日									
		11 日							2 日							11 日							2 日									
日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	
曜日	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	
計画	休養				○			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○											○			○	
実績	休養				○			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○											○			○	
報告	時間	2	2	3	0	3	3	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	3	3	2	2	2	2	6	6	6	0	2	2	0	
備考				憲法記念日	みどりの日	こどもの日		考査一週間前							中間考査	中間考査	中間考査	中間考査							県総体	県総体	県総体					

佐渡市立中学校部活動指導員設置規則

(趣旨)

第1条 この規則は、佐渡市立中学校(以下「中学校」という。)に学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第78条の2に規定する部活動指導員(以下「指導員」という。)を配置することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(職務)

第2条 指導員は、中学校の部活動の指導方針及び指導計画に基づき、校長の指導・監督の下に、次に掲げる職務を行うことができる。

- (1) 部活動の練習、大会、練習試合等での実技指導
- (2) 大会、練習試合等に係る生徒の引率
- (3) 部活動の運営等に関するアドバイス
- (4) 部活動中の生徒指導
- (5) 事故が発生した場合の対応
- (6) 審判又は大会役員(生徒の引率時に限る。)

(身分)

第3条 指導員は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条第3項第3号に規定する特別職の非常勤職員とする。

(任用)

第4条 指導員は、次の各号のいずれかに該当する者の中から佐渡市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が任用する。

- (1) 教員免許状を有する者又は教員を退職した者
- (2) 日本体育協会公認スポーツ指導者制度の競技別指導者資格を有する者
- (3) 原則一定期間(3年程度)、外部指導者の経験を有し、校長の推薦により、教育長が許可した者
- (4) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第9条各号の規定のいずれにも該当しない者で当該部活動の技術指導に堪能である者
- (5) 指導員としての適格性があると校長が認める者

(任用手続)

第5条 校長は、指導員を必要とするときは、部活動指導員配置申請書(様式第1号)を教育委員会に提出するものとする。

- 2 教育委員会は、前項の申請を受けたときは、指導員の配置の可否を決定し、部活動指導員配置決定通知書(様式第2号)により中学校に通知するものとする。

(任期)

第6条 指導員の任期は、4月1日から翌年3月31日までとする。ただし、年度の途中で任用された者については、任用した日からその日が属する年度の末日までとする。

(勤務日及び勤務時間)

第7条 指導員の勤務日及び勤務時間の割り振りは、校長が別に定める。

(報酬及び費用弁償)

第8条 指導員の報酬及び費用弁償は、佐渡市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例(平成16年佐渡市条例第50号)の規定に基づき支給する。

(公務災害の補償)

第9条 指導員の公務上の災害又は通勤による災害については、労働災害補償保険法(昭和22年法律第50号)の規定に基づき補償する。

(服務)

第10条 指導員は、その職務の遂行に当たっては、校長の監督を受け、及びその職務上の命令に従わなければならない。

- 2 指導員は、その職の信用を傷つけるような行為をしてはならない。
- 3 指導員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(解職)

第11条 教育委員会は、指導員が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、解職することができる。

- (1) 心身の故障により、その職務に耐えられないとき。
- (2) 職務の遂行に必要な適格性を欠くとき。
- (3) 前条の規定に違反したとき。

(4) 予算の減額その他教育委員会の諸事情により、指導員の任用を継続することが困難となったとき。

(勤務実績の報告)

第 12 条 校長は、指導者の報告を受領後、速やかに部活動指導員勤務実績報告書(様式第 3 号)を教育委員会に提出するものとする。

(その他)

第 13 条 この規則に定めるもののほか、指導員に関して必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この規則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

様式第 1 号（第 5 条関係）

第 号
年 月 日

佐渡市教育委員会 教育長 様

佐渡市立 中学校長 印

部活動指導員配置申請書

年度において、部活動の円滑な運営を図るため、本校への部活動指導員の配置を申請します。

部活動名

添付書類 別紙 部活動指導員推薦書

別紙

部活動指導員推薦書

学校名	佐渡市立 中学校		校長名	
部活動名	部		部員数	1年()・2年()・3年() 計()名
顧問名			勤務校での指導歴 () 年	
			連絡先 (E-mail)	
部活動指導員	ふりがな 氏 名	男 女		
	生年月日	年 月 日生 (歳) 申請時現在		
	自 宅	(住所) 〒 (電話)		
	勤務先	(職業) (住所) 〒 (電話) (所属長職名 氏名)		
	指導歴	○ 該当種目の指導歴 () 年 , そのうち本校 () 年 ○ 指導した主な成績		
資 格	(例) 日体協 C 級スポーツ指導員 日本 ○ ○ 協会公認コーチ など			
推薦理由 (人物、適格性、必要な理由など)				
年 月 日 佐渡市立 中学校長 印				

本個人情報、原則として第三者には開示しませんが、法令に基づく開示義務を負う場合や、緊急の必要があり、かつ個人の承諾を得ることができない場合には、例外的に開示することがありますので、あらかじめ御了承ください。

様式第 2 号（第 5 条関係）

第 号
年 月 日

佐渡市立 中学校長 様

佐渡市教育委員会
教育長 印

部活動指導員配置決定通知書

年 月 日付第 号にて申請のあったことについて、次のとおり決定したので通知します。

☐ 指導員を配置する

1 部活動名

2 指導員名

☐ 指導員を配置しない

様式第 3 号 (第 12 条関係)

第 号
年 月 日

佐渡市教育委員会 教育長 様

佐渡市立 中学校長 印

部活動指導員勤務実績報告書

年 月分の勤務実績を次のとおり報告します。

部活動指導員名	
---------	--

勤務日	曜日	時間数
1 日		時間
2 日		時間
3 日		時間
4 日		時間
5 日		時間
6 日		時間
7 日		時間
8 日		時間
9 日		時間
10 日		時間
11 日		時間
12 日		時間
13 日		時間
14 日		時間
15 日		時間
16 日		時間
17 日		時間

18 日		時間
19 日		時間
20 日		時間
21 日		時間
22 日		時間
23 日		時間
24 日		時間
25 日		時間
26 日		時間
27 日		時間
28 日		時間
29 日		時間
30 日		時間
31 日		時間
計		時間

【概要版】「佐渡市部活動の在り方に係る方針」（文化部も準じる）

部活動の意義は、生徒が自主的、自発的に参加し、スポーツや文化及び科学等に親しむことにより、学校教育が目指す学習意欲の向上や責任感、連帯感を養っていくものです。

この意義に従い、学校教育の一環として部活動は行われ、我が国のスポーツ振興を大きく支えてきました。また、体力や技能の向上を図る目的の他にも、異年齢との交流の中で、生徒同士や生徒と教師等との好ましい人間関係の構築を図ってきました。さらに、学習意欲の向上や自己肯定感、責任感、連帯感の涵養に資するなど、生徒の多様な学びの場として成果を出してきました。

しかしながら、社会・経済の変化や少子化が進展するなどの中で、以下のような課題が出てきました。

【課題】 生徒の成長に合わせた活動時間
担当部活動の競技未経験による技術指導の問題
指導する教員の指導日数や時間など

上記の課題解決を含め、生徒がスポーツに親しめる部活動を持続していくには抜本的な改革に取り組む必要があることから、佐渡市はスポーツ庁や県教育委員会の指導に基づいて方針を策定しました。

【基本方針】 生徒にとっても教員にとっても魅力ある部活動の実現

【基本方針実現のための「3つの視点」】

生徒のバランスのとれた健全な成長の確保

生徒の自主的、自発的な参加による部活動

教員のワーク・ライフ・バランスの実現

【部活動見直し・改善の「3つのポイント」】「○」は国・県に準じた取組、「☆」は佐渡独自の取組

※常設と特設等の2つの部活動に所属する場合は、2つの部活動を合わせた休養日・活動時間とする。

ポイント1 「適切な休養日・活動時間」

< 休養日の設定 >

- 週当たり2日以上（平日1日以上、週休日等1日以上）を設けることを原則とし、年間で100日以上（休養日）を設け、少なくとも週休日等に50日以上を充てること（平成29年度佐渡市中学校長会の調べでは、週2日以上（休養日）設定は85.7%の中学校で実施）

原則、第3日曜日「家庭の日」を佐渡統一の休養日に設定

- 長期休業中は、原則、学期中の休養日に準ずる設定だが、ある程度長期の休養期間も設定

< 活動時間の設定 >

- 1日の活動時間は、長くても平日2時間程度、学校の休業日は3時間程度
- 大会や練習試合等においては、活動時間が3時間以上になることがあるが、その後休養日を設けるなど、学校生活等に支障が出ないように配慮すること
- 朝練習は、原則、行わないようにすること

ポイント2 「適切な指導」

- 生徒の発達段階に応じた心身の成長促進や自主的、自発的に取り組む力の育成
- 合理的でかつ効率的・効果的な活動の実施
- 指導者の実践や経験だけに頼ることのない、スポーツ医・科学的トレーニング方法の導入
- 暴言・暴力（体罰）等の禁止 など

ポイント3 「外部との連携」

- 部活動指導員（単独での指導や引率が可能）外部指導者（顧問に協力して技術指導を行う）等の活用による生徒の技能向上と教員のワーク・ライフ・バランスの実現
- 合同部活動や総合型地域スポーツクラブ等との協働・融合の検討 など



部活動に所属する生徒の皆さんへ



皆さんの中学生時代は、心身ともに健やかに成長し、学習との両立を図っていくとても重要な時期です。この重要な時期に、部活動の練習時間、学習時間、家族と共に過ごす時間など、バランスのとれた時間を確保していくことが大切です。

そこで、佐渡市では上記の目的を実現するために、「佐渡市部活動の在り方に係る方針」を策定しました。けがや病気を防ぎ、効率よく力を伸ばしていくためには、適度な練習量と適切な休養が必要です。そのため、練習時間や休養日については、スポーツ医学の研究も踏まえて設定しました。

夏休みなどの長期の休みは、興味・関心のあることに取り組んだり新たなことにチャレンジしたりするなど、自己を伸ばすことも大切です。自分で決めた部活動を3年間やり抜くとともに、様々なことにチャレンジして、充実した中学校生活を送ってほしいと願っています。



保護者の皆様へ

様々な知識を吸収しやすい中学生時代は、部活動だけではなく、多様な経験を積むことが、子どもたちの人間的な成長にもつながります。

佐渡市は、充実した学校生活を送り、バランスのとれた生徒の育成を目指しています。保護者の皆様にもご理解とご協力をよろしくお願いいたします。



指導する方へ



【基本方針実現のための学校の役割分担】

- 校長
 - ・「佐渡市部活動の在り方に係る方針」を策定し公表をします。参加する大会等の見直しを含めた方針を、全教職員・生徒・保護者に配付・説明し、理解を求めています。
- 顧問など
 - ・休養日等を明記した年間活動計画、毎月の活動計画・活動実績を校長へ提出します。（実績報告書は教育委員会にも提出をする。）
 - ・科学的なトレーニングを導入して指導をします。

【参考資料】 スポーツ医・科学の観点からの指導について

1 「ジュニア期におけるスポーツ活動時間について」

行き過ぎたスポーツ活動を行うことは、スポーツ外傷・障害やバーンアウトのリスクが高まり、体力・運動能力の向上につながりません。

休養日を少なくとも1週間に1～2日設けること、さらに、週当たりの活動時間における上限は、16時間未満とすることが望ましいです。

（「スポーツ医・科学の観点からのジュニア期におけるスポーツ活動時間について」（平成29年12月18日 現公益財団法人日本スポーツ協会より）



2 「休養日等の基準を設けることによる競技力への影響について」

トレーニング効果を得るには、適切な休養が必要であり、過度な練習はスポーツ障害等のリスクを高め、体力・運動能力の向上につながらないものです。運動部の顧問等（教師、部活動指導員、外部指導者）は、こうしたことを正しく理解することが大切です。

（「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン FAQ」（平成30年6月スポーツ庁より）

資料

◇ オーバートレーニングに関する国際的な研究結果

研究結果 1

スポーツ活動時間が長いほどスポーツ外傷・障害の発生率が高く、特に、1週間16時間以上でより高くなるということが示された。
(カナダの研究)



研究結果 2

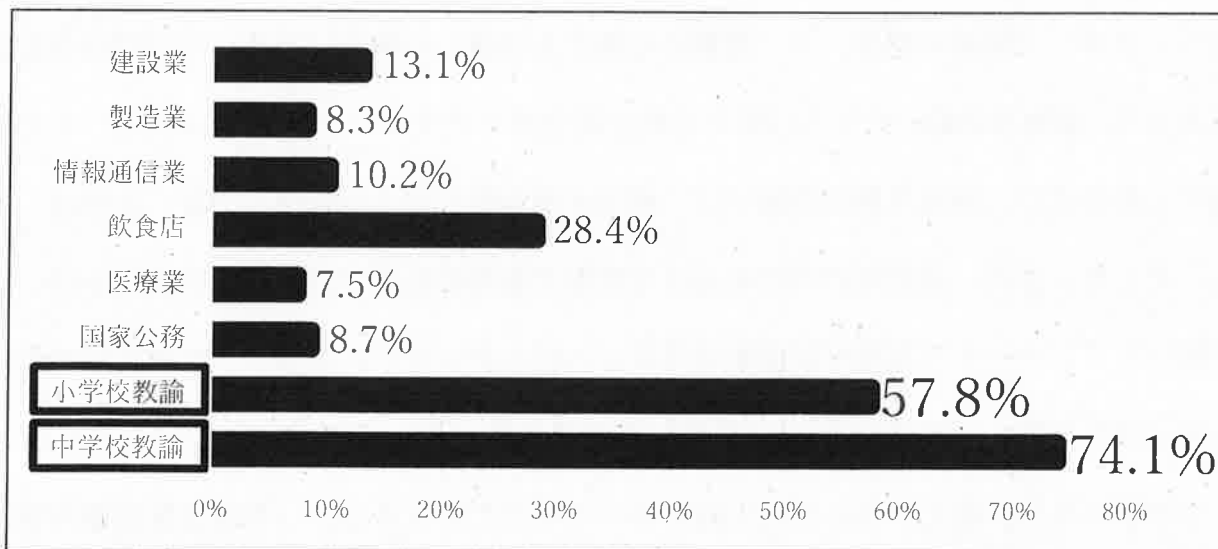
1週間あたりのスポーツ活動時間が、“年齢×1時間”より多い場合には、スポーツ外傷・障害、特に重いスポーツ障害が発生する可能性が高かった。
(アメリカの研究)

研究結果 3

疲労骨折で来院したアスリートのうち、71.3%が、週6日以上スポーツ活動を行っていた。
(日本の研究)

『公益財団法人日本体育協会「スポーツ医・科学の観点からのジュニア期におけるスポーツ活動時間について（文献研究）」（平成29年12月18日）』から

◇ 週60時間以上（≡月残業時間80時間以上≡過労死ライン）働いている割合



『小・中学校以外は「労働力調査（2016年度）」、小中学校は「教員勤務実態調査（2016年実施）」を参考に作成

各業界と比べると、教員は長時間過密労働となっています。長時間過密労働の原因には、「部活動指導の時間」が大きく占めています。全国で過労死が発生するなど、教員の「働き方改革」が、早急に必要となっている状態です。

平成30年11月吉日

保護者の皆様へ

スポーツ関係団体の皆様へ

佐渡市教育委員会

教育長 渡邊 尚人

「佐渡市部活動の在り方に係る方針」について（お知らせ）

保護者及びスポーツ関係団体の皆様におきましては、ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。日ごろから佐渡市の教育行政にご理解とご支援を賜り、誠にありがとうございます。

さて、既にマスコミ等でご存じのとおり、国のスポーツ庁は「中学校の生徒にとって望ましいスポーツ環境の構築」と「教職員の働き方改革」の観点に立ち、中学校の学校教育における「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」を作成しました。その後、国の方針を受け、新潟県教育委員会は「新潟県部活動の在り方に係る方針」を作成しました。そして、今回、国や県の方針を受けて佐渡市教育委員会では、約2年間をかけ、各中学校へのアンケートの実施や部活動関係者との話し合いなどにより、「佐渡市部活動の在り方に係る方針」（平成31年4月実施）を作成しました。

つきましては、多くの方にこの方針を知っていただくために、「佐渡市部活動の在り方に係る方針」（概要版）をお届けすることにしました。今回の方針は中学校の学校教育における部活動についてであります。学校の取組に加え、保護者やスポーツ関係団体との連携が不可欠であります。何卒ご理解の上、ご支援をよろしくお願い申し上げます。

「大綱」と「教育振興基本計画」との関係について

国は、知事が総合教育会議において教育委員会と協議・調整の上、「教育振興基本計画」をもって「大綱」に代えると判断した場合には、別途、大綱を策定する必要はない、としている。

<参考>

地方公共団体において、教育基本法第17条第2項に規定する教育振興基本計画その他の計画を定めている場合には、その中の目標や施策の根本となる方針の部分が大綱に該当すると位置付けることができると考えられることから、地方公共団体の長が、総合教育会議において教育委員会と協議・調整し、当該計画をもって大綱に代えることと判断した場合には、別途、大綱を策定する必要はないこと。（H26.7.17 文部科学省初等中等局長通知（抜粋））



<本県の「教育に関する大綱」に係る対応（案）>

- ・ 本県では、今年度、教育振興基本計画を改定。
- ・ このため、「改定後の教育振興基本計画を大綱として位置づける」こととし、そうした認識の下で、今後、教育委員会において計画の改定作業を精力的に進めることとしたい。

大綱と教育振興基本計画との関係について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（改正後）

（基本理念）

第1条の2 地方公共団体における教育行政は、教育基本法（平成18年法律第120号）の趣旨にのっとり、教育の機会均等、教育水準の維持向上及び地域の実情に応じた教育の振興が図られるよう、国との適切な役割分担及び相互の協力の下、公正かつ適正に行われなければならない。

（大綱の策定等）

第1条の3 地方公共団体の長は、教育基本法第17条第1項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱（以下単に「大綱」という。）を定めるものとする。

教育基本法

（教育振興基本計画）

第17条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

Q.すでに教育振興基本計画を定めている場合でも、大綱を別途定める必要はありますか。

（「改正地方教育行政」文部科学省 編著より）

A. 地方公共団体において、教育基本法第17条第1項に規定する教育振興基本計画その他の計画を定めている場合には、その中の目標や施策の根本となる方針の部分が大綱に該当すると位置付けることができると考えられることから、首長が、総合教育会議において教育委員会と協議・調整し、当該計画をもって大綱に代えることと判断した場合には、別途、大綱を策定する必要はありません。

一方、新たな首長が就任し、新たな大綱を定めた場合において、その内容が既存の教育振興基本計画等と大きく異なる時には、新たな大綱に則して、当該計画を変更することが望ましい。



法律の組み立てからは、地教行法の上位法である教育基本法を根拠とする教育振興基本計画が、大綱の上位となっているようにも見えるが、Q&Aの後段では、新たに大綱を策定した場合には、教育振興基本計画を大綱に則して変更するとの記述もある。

⇒ どちらが上位ということではなく、総合教育会議において協議・調整した上で、その内容を一致させることが地方公共団体に求められていると考える。

教育に関する「大綱」について

1 法律上の位置づけ

	大綱	教育振興基本計画
根拠 法令	地方教育行政の組織及び運営 に関する法律 (昭和 31 年法律第 162 号)	教育基本法 (平成 18 年法律第 120 号)
策定 主体	地方公共団体の長 ※総合教育会議において要協 議	地方公共団体
策定 方法	国の「教育振興基本計画」を参酌し、その地域の実情に応じ策定 ※第 1 期計画 (平成 20 年 7 月 1 日閣議決定) 平成 20～24 年度 第 2 期計画 (平成 25 年 6 月 14 日閣議決定) 平成 25～29 年度	
範囲 等	地方公共団体の教育、学術及び 文化の振興に関する総合的な 施策の大綱 ※必須	地方公共団体における教育の振 興のための施策に関する基本的 な計画 ※努力義務

2 大綱に関する文部科学省の考え方 (平成 26 年 7 月 17 日 文部科学省初等中等教育局長 通知)

(1) 定義

- 大綱は、地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針を定めるものである。
- 大綱は、教育基本法に基づき策定される国の教育振興基本計画における基本的な方針を参酌して定めることとされているが、教育の課題が地域によって様々であることを踏まえ、地方公共団体の長は、地域の実情に応じて大綱を策定するものである。
- 大綱の対象期間については、4 年から 5 年程度を想定している。

(2) 教育振興基本計画その他の計画との関係

地方公共団体において、教育振興基本計画その他の計画を定めている場合には、その中の目標や施策の根本となる方針の部分が大綱に該当すると位置付けることができると考えられることから、地方公共団体の長が、総合教育会議において教育委員会と協議・調整し、教育振興基本計画をもって大綱に代えることと判断した場合には、別途、大綱を策定する必要はない。